

政令第百八十九号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第十四号を次のように改める。

十四 ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

別表第二の二第二十三号を次のように改める。

二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

別表第二の二第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする運動用具等の輸出について、承認を要することとする必要があるからである。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)

..... 1

改正案	現行
<p>別表第二の二（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>十五〇二十二（略）</p> <p>二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>二十四〇三十一（略）</p> <p>三十一の二 運動用具並びにその部分品及び附属品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</p> <p>三十二・三十三（略）</p>	<p>別表第二の二（第二条、第四条関係）</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 鉛ガラス製のコップ類</p> <p>十五〇二十二（略）</p> <p>二十三 乗用自動車</p> <p>二十四〇三十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十二・三十三（略）</p>